

告 発 状

平成30年8月27日

告発人 住所 〒 [REDACTED]

志岐 武彦

生年月日 昭和17年5月19日

電話番号 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

黒藪 哲哉

生年月日 昭和33年1月14日

電話番号 [REDACTED]

被告発人 住所 〒 [REDACTED]

森裕子

参議院議員

生年月日 昭和31年4月20日

第1 告発の趣旨

被告発人の下記の告発事実に記載の所為は、所得税法238条第1項違反に該当すると思料しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告発いたします。

第2 告発事実

被告発人は、平成13年から2期12年参議院議員を務め、平成25年の参議院選挙で落選し、平成28年7月10日参議院選挙で再び参議院議員に選出されたものであり、かつては「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」などの、現在は「自由党新潟県参議院選挙区第1総支部」の代表であるが、「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」などの収支報告書作成者であった廣田正夫ならびに会計責任者らと共謀の上、租税特別措置法41条の18に基づく寄付金控除の特例を利用して不正に所得税還付金を受領することを企て、

- 1 平成25年9月と12月に、政党支部である「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」に対し、寄付と称して計600万円を移動させて、平成26年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、被告発人から同支部に対して金600万円を寄付した旨を記載した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付して、被告発人の税還付が同法の「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められるものを除く」に該当

し還付請求ができないのに、新潟税務署に対して還付を請求し、よって、金1,798,000円の還付金を受け、

- 2 平成27年に、政党支部である「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」に対し、寄付と称して金6,050,120円を移動させて、平成28年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、被告発人から同支部に対して金6,050,120円を寄付した旨を記載した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付して、被告発人の税還付が同法の「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められるものを除く」に該当し還付請求ができないのに、新潟税務署に対して還付を請求し、最大で1,814,400円の還付金を受け、
もって、偽りその他の不正の行為により、所得税の還付金を受けたものである。

第3 告発に至る経緯

- 1 平成25年、寄付と称して支部に600万円を移動し、所得税還付金1,798,000円を得たこと

告発人らは、情報公開制度を利用して得た平成25年「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」収支報告書(添付1)と「寄附金(税額)控除のための書類」(添付2)により、被告発人が、平成25年参議院選挙落選の直後に、同支部に寄付と称して計600万円を移動し、翌26年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、被告発人から同支部に対して金600万円を寄付した旨を記載した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付して、被告発人の税還付が同法の「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められるものは除く」に該当し還付請求ができないのに、新潟税務署に所得税の還付を請求し、1,798,000円の還付金を受けたことを知った。

- 2 平成27年、寄付と称して支部に6,050,120円を移動し、所得税還付金を得たこと

告発人らは、情報公開制度を利用して得た平成27年「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」収支報告書(添付3)と「寄附金(税額)控除のための書類」(添付4)により、被告発人が、平成27年に同支部に寄付と称して計6,050,120円を移動し、翌28年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、被告発人から同支部に対して金6,050,120円を寄付した旨を記載した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付して、被告発人の税還付が同法の「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められるものは除く」に該当し還付請求ができないのに、新潟税務署に所得税の還付を請求し、最大で1,814,400円の還付金を受けたことを知った。

3 被告発人のいずれの税還付も、租税特別措置法41条の18における「寄付者に特別な利益が及ぶと認められる場合」に該当し、同法違反であるから、所得税法違反となること

被告発人の税還付が租税特別措置法41条の18第1項における「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められるものを除く」に該当すれば、その税還付行為は租税特別措置法違反である。租税特別措置法違反であれば、「偽りその他の不正の行為」に該当すると判断できるから所得税法違反とみなされる。

「特別な利益」をどのように解釈するかについては、法律等においてなんら明らかにされていないが、立法の趣旨からすれば、団体から、一般寄付者以上の「特別な利益」(寄付による見返り)が得られる立場にある寄付者の税還付を防止するためにあると解される。

被告発人は、「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」(以下、「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」を含め、単に「支部」という。)の代表であるから、「支部」の運営を差配でき、かつ「支部」の資金を自由に使えるから、まさに「特別な利益」が得られる立場にあったと考えられるが、以下の事実からも、「特別な利益」があったことは明らかである。

① 被告発人は、被告発人と「支部」が同一人格であるかのような発信をして自分への寄付を集め、自分への寄付を「支部」への寄付として寄付金処理をしていたこと

被告発人は、平成27年に、「森ゆうこ前参議院議員オフィシャルサイト」(添付5、現在は既に削除されている)において、【森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上と租税特別措置法上も森ゆうこが長を務める政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます。】と、被告発人と「支部」が同一人格であるかのように発信し、自分への寄付を集めていた。そして、自分に宛てられた寄付金を「支部」に宛てられたとした「支部」収支報告書と「寄附金(税額)控除のための書類」を作成し、同書類を寄付者に渡し、法律上還付金を受け取ることができない寄付者に、所得税の還付金を受け取らせていたのである。

なお、今回の告発人である志岐武彦は、被告発人の上記の不正な寄付金集めと寄付金処理が政治資金規正法違反および詐欺罪に該当すると思料したので、その旨の告発状を平成30年3月19日御庁に提出した。同年4月20日に御庁から同告発状を受理したとの報告を受けた。

被告発人は、被告発人と「支部」が同一人格であるかのような発信をしたが、この発信により、被告発人は自ら“被告発人と「支部」が同じ立場に立っていること”を認めたことになる。“被告発人と「支部」が同じ立場に立つならば、「支部」になんらかの利得があれば、その利得は被告発人にも及ぶこと

は当然である。このことから、「支部」が、被告発人に「特別な利益」を及ぼす存在であったことは明白である。

② 被告発人は、「支部」の資金を専ら自己の政治活動のために使用していたこと

被告発人は、「支部」の代表であるから、「支部」の資金を自己のために自由に使用することができる立場にある。

実際にも、被告発人が、被告発人が代表を務める3つの団体である「支部」「YMF経済研究会」「森ゆうこサポーターズクラブ」の平成25年の収支報告書(添付1、6、7)を調査したところ、以下の事実が判明した。

ア 「支部」の支出を見ると、ほとんど新潟の事務所(被告発人の政治拠点)の経費で占められており、それ以外の支出はなかった。

イ 「YMF経済研究会」(全国から寄付を募る目的で平成23年に設立され、被告発人は同年7月東京で開催された設立パーティーにも出席した)と「森ゆうこサポーターズクラブ」は、被告発人の寄付金集めと政治資金パーティーの開催がその主たる業務であるが、2つの団体で集めた寄付金等の収入の大部分は「支部」に上納(支出)されていた。2つの団体のそれ以外の支出は、寄付金集めや政治資金パーティー開催のために使った少額の経費しか計上されていなかった(ちなみに、平成25年の「YMF経済研究会」の経費支出は103万円、「森ゆうこサポーターズクラブ」の経費支出は122万円である)。

ウ 3つの団体の資金収支の実態からすれば、被告発人の事務所の経費及び政務活動費の全てが「支部」の資金から支出されていることが判明した。

上記の事実から、被告発人が代表を務める「支部」の収支報告書は、「支部」とあるが、その中身は被告発人の事務所の収支報告書であり、要するに、「支部」の財布と被告発人の事務所の財布は同一であるといえることができる。

以上のとおり、被告発人は、「支部」の資金を専ら被告発人の政治活動に使用していたと認められる。言い換えると、被告発人は、「支部」から「特別な利益」を常時得ていたことになる。

4 被告発人の税還付は、寄付金の一部又は大部分が被告発人の元に還流されたと考えられることから所得税法違反とみなされること

被告発人は、「支部」収支報告書や「寄附金(税額)控除のための書類」等を確認し、被告発人の「支部」寄付とそれによる所得税還付の実態をまとめた(添付8)。添付8からも分かる通り、被告発人の支部寄付とそれによる税還付は常習的である。

被告発人は、平成16年から27年の12年間で、寄付総額は約9100万円、税還付可能額は約2700万円である。平成19年には1950万円(税還付可能額は585万円)もの寄付をしている。被告発人は毎年、高額 of 所得税を納めていたので、可能額とほぼ同額の還付金を得ていたことは間違いない。

被告発人は、平成21年から23年までに「支部」に対して2180万円を寄付し、その寄付により税還付金を受け取っていたが、平成25年4月に、読売新聞がこのことを指摘すると、被告発人の事務所は、意図的な行為ではないとし、「今後は議員が直接、資金管理団体に寄付する」と釈明した(添付9)。しかるに、その5ヶ月後に、その前言を翻して、被告発人は「支部」への寄付を再開していたのである。

今回告発の対象とした寄付は、平成25年の600万円と、平成27年の605万円であるが、これらはいずれも被告発人が落選中のものである。落選中の者が、1205万円もの大金を、何の見返りもなく寄付することは考え難い。そうであれば、その寄付は、税還付を得るためのものであり、寄付金の一部又は全部を被告発人の元に還流させたと考えるのが自然かつ合理的である。

寄付金の一部又は全部を被告発人の元に還流させていたとすると、被告発人の寄付は真実のものでない。真実の寄付でない寄付で、所得税の還付金を受けたとすると、その税還付行為は不正な行為であり、この点からも、所得税法違反を問われることになる。御庁におかれては、被告発人および被告発人の周辺と「支部」との間での資金移動状況を子細に調べ、「支部」から被告発人の元に何らかの形で寄付金が還流されていないかを捜査して頂きたい。

5 被告発人の税還付が所得税法違反でないとしたら著しい不公正が生ずること

被告発人は、平成25年と平成27年の寄付をした時点では、国会議員ではなく、一般人の立場であった。その一般人であった被告発人が、たまたま、政党代表(小沢一郎)から支部長の職を与えられたことで、その支部に寄付し、税還付を受けたことになるが、一般人が、何らかの見返りを期待して「支部」に寄付した場合にはその税還付行為が違法となることと比較して著しく不公正である。そのような不公正は法の正義に反する解釈であり、誤りである。

第4 罪名および罰条

所得税法 238 条第 1 項違反

第5 証拠資料

- 添付1 平成25年「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」収支報告書
- 添付2 森裕子氏の「寄附金(税額)控除のための書類」(平成25年分)
- 添付3 平成27年「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」収支報告書
- 添付4 森裕子氏の「寄附金(税額)控除のための書類」(平成27年分)
- 添付5 「森裕子前参議院議員オフィシャルサイト」記事(現在削除されている)
- 添付6 平成25年「YMF経済研究会」収支報告書
- 添付7 平成25年「森ゆうこサポーターズクラブ」収支報告書
- 添付8 森裕子氏の支部寄付と税還付および森裕子氏への過去の告発
- 添付9 投稿サイト「阿修羅」記事(読売オンライン記事は2枚目)